

# 学校いじめ防止基本方針

佐渡市立両津吉井小学校  
令和5年4月3日改定 下線部

## 1 目的

### (1) 目的

本方針は、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)第13条及び「佐渡市いじめ防止基本方針(平成26年10月)により、佐渡市立両津吉井小学校の児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、下記のように「いじめ」を認識し、「いじめの起きない、見逃さない学校づくり」を目的に策定するものである。

### (2) いじめの定義

#### 【いじめの定義】

- ・ 「いじめ」とは、「当該児童生徒が一定の人間関係にある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所の内外を問わない。
- ・ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。  
(文部科学省「平成18年度生徒指導上の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

#### 【いじめ防止対策推進法 第2条(定義)】

- ・ この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ」は、どんな理由であろうと、許されない行為である。いじめの具体的な内容等を下記のようにとらえ、それは「犯罪」であるという認識で、指導にあたる。また、その程度によっては、警察・関係機関とも連携して、毅然とした指導を行う。

### (3) いじめの具体的な内容等

#### ○ 一定の人間関係について

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童と何らかの人間関係を指す。

#### ○ 物理的な影響について

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことを無理矢理されるようなことを意味する。けんかは除くが、外見がけんかのように見えることでも、いじめられた児童の被害性に着目した見極めが必要である。

#### ○ 具体的ないじめの様態について

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ いたずら書きをされる。
- ・ ひどくぶつけられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたりする、捨てられたりする。
- ・ いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。 等

## 2 いじめ防止等に向けての基本的な考え

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。また、自己肯定感、自己有用感を醸成し、人間関係形成・社会形成能力をはぐくむとともに、いじめほどの学校でも、どの子どもにもおこりうるという認識のもと、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。

### (1) いじめの認識

いじめは人権に関わる問題であり、命にも関わる重大な問題である。「いじめほどの学校でも、どの子どもにもおこりうる」との認識の下、早期に発見し、迅速かつ適切に対応する。

### (2) いじめ見逃しゼロスクールの推進

「いじめ見逃しゼロスクール」を中核として、家庭、地域、関係機関との確かな連携を図り、早期発見・即時対応に努めるとともに、義務教育9年間の長期的な視点に立った児童生徒の社会性育成の取組を推進する。

### (3) 人間関係形成・社会形成能力をはぐくむ学び合いの授業づくりと授業改善

授業づくりを学校づくりの中核とし、「学び合い」の授業を通して、「人間関係形成・社会形成能力」をはぐくみ取組を推進する。

## 3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

### (1) 生徒指導体制

① いじめ防止に向けた指導事項（教育計画「生徒指導」参照）

② 年間指導計画（教育計画「いじめ防止学習プログラム年間活動計画」参照）

③ いじめ未然防止につながる発達の生徒指導

- ・ 互いの違いを理解し、「いろいろな人がいた方がよい」と思える雰囲気づくり
- ・ 対等で自由な人間関係の構築
- ・ 「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感の育成
- ・ 「困った、助けて」と言えるような適切な援助希求の促し

### (2) 早期発見、早期対応の在り方

ア 日頃から児童の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識をもって的確に関わり、積極的な認知に努める。

イ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むとともに、家庭、地域と連携して児童の見守りを継続する。

ウ いじめを発見し、または通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ等対策委員会を中核として組織的に対応する。

### (3) ネット上のいじめへの対応

・ 児童生及び保護者に対し、授業や懇談会、PTA行事等の機会を通じて、必要な情報モラル教育及び啓発活動等を行う。

・ インターネット上への不適切な書き込みについては、被害の拡大を防ぐために、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合には、必要に応じて法務局の協力を求める。

### (4) 校内研修及び言語環境整備

① いじめの早期発見、早期対応に係る教職員の資質・能力の向上を図る研修を行う。

② 「学び合い」の授業づくりに向けた取組を推進する。

③ 教職員が自らの言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、学校全体で言語環境の整備に努める。

(5) 保護者や地域との連携

- ① 保護者や地域と連携したいじめ防止の取組や啓発活動に取り組む。
- ② その他

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する指導・助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

(6) 保護者の責務

- ア 保護者は、いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性等について自ら学び、その保護する児童等がいじめなどを行うことがないように、当該児童等に対し、他者を思いやる意識の醸成を図るとともに、規範意識を養うための教育、その他の必要な教育を行うよう努める。
- イ 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合は、適切に当該児童等がいじめから保護するとともに、その保護する児童等が在籍する学校でいじめ等があった場合は、いじめ等の事実に向き合い、解決に向けて協力するものとする。
- ウ 保護者は、学校が講ずるいじめ等の対策に協力するものとする。  
(新潟県いじめ等の対策に関する条例8条)

4 いじめ防止対策のための組織

(1) いじめ対策に向けた中核となる常設の組織

校長、教頭、教務、生活指導主任、当該担任、養護教諭からなる校内組織「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。ただし、小規模校である当校の実態から、基本的には全職員ですべての事案に対応する。必要に応じて「いじめ・不登校対策委員会」を開催する。

[いじめ・不登校対策委員会の役割]

- ① 学校基本方針の取組の実施、具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正
- ② いじめの相談・通報の窓口
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ④ いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議の実施、いじめの情報の迅速な共有、関係児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携した対応
- ⑤ 学校基本方針の点検・改善

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

この組織は、学校がいじめに関する問題への対処をより実効的に行うことを可能にするため、校内組織「いじめ・不登校対策委員会」と外部の人材で構成する。

校長、教頭、教務、生活指導主任、当該担任、PTA 会長、主任児童委員、その他必要に応じて市教育委員会等から派遣される有識者によって構成する。

5 重大事態への対処

- 学校は、重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。
- 学校は、調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れのあるときは、学校は直ちに警察署に通報する。学校単独で対応が困難と判断した場合には、市教育委員会と連携しながら、外部の専門機関に援助を求めるなどの対処をする。

### (1) 重大事態の意味

- ① いじめにより在籍児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
  - ア 児童生徒が自殺した場合
  - イ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
  - エ 精神性の疾患を発症した場合 など
- ② いじめにより在籍する児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（「相当の期間」：年間30日を目安）
- ③ その他  
児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

### (2) 重大事態の報告

- 重大事態が発生した場合、市教育委員会を通じて市長に報告する。  
※また、重大事故に至らない事故についても、学校として対応する時点で市教育委員会へ一報告いれる。

### (3) 調査について

- 市教委の指示による

## 6 付記

- ・ この基本方針は平成26年4月1日より実施する。
- ・ この基本方針は平成26年10月一部改正する。
- ・ この基本方針は令和1年11月に一部改正する。
- ・ この基本方針は令和3年5月25日に一部改正する。
- ・ この基本方針は令和5年4月3日に一部改訂する。